明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する政令の施行期日を定める政令（四一四）　二
○組合等登記令の一部を改正する政令（四一五）　二

〔省　令〕

○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（法務五三）　二
○弁護士法人の業務及び会計帳簿等に関する規則の一部を改正する省令（同五四）　三

〔告　示〕

○地方自治法第二百九十一条の三第一項の規定により広域連合の規約の変更を許可した件（総務四三三）　三
○除籍が滅失した件（法務六一二）　三
○原戸籍の一部が滅失した件（同六一三、六一四）　三
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（同六一五、六一六）　三
○租税特別措置法第九十三条第二項の規定に基づき、平成二十八年の同項に規定する財務大臣が告示する割合を告示する件（財務三九四）　三
○財務省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（同三九五）　三
○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出方法の一部を改正する件（厚生労働四六六）　六
○保安林の指定をする件（農林水産二六八五～二六九八）　六
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件（経済産業二六一、二六二）　八
○船舶安全法の規定に基づき認定事業場として認定した件（国土交通一一八一）　八
○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の指定等をした件（同一一八二）　九

〔人事異動〕

内閣　九

〔皇室事項〕　九

〔官庁報告〕

労　働

争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　九

国家試験

平成二十七年度土地区画整理士技術検定合格者（国土交通省）　九
平成二十八年度土地区画整理士技術検定の実施（同）　一〇
海事代理士試験合格者（同）　一〇

〔公　告〕

諸　事　項

官庁

財団、製造たばこ小売定価、金融商品取引業者営業保証金取戻し、鉄道財団（催告）関係　二

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　二

地方公共団体

教育職員免許状失効関係　二九

会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第四一四号）（法務省）

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二六年法律第二九号）の施行期日は、平成二八年三月一日とすることとした。

◇組合等登記令の一部を改正する政令（政令第四一五号）（法務省）

1　継続の登記に関する一般規定を設けることとした。（第七条の二及び第一九条の二関係）

2　外国法事務弁護士法人を代表すべき社員以外のものの氏名又は住所の変更の登記について、代表すべき社員と同様に、添付書面を要しないこととした。（第二六条第六項関係）

3　別表に外国法事務弁護士法人の項を加えることとした。（別表関係）

4　この政令は、社会保険労務士法の一部を改正する法律（平成二六年法律第一一六号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二八年一月一日）から施行することとした。ただし、外国法事務弁護士法人に関する改正規定は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二六年法律第二九号）の施行の日（平成二八年三月一日）から施行することとした。